

平成27年 第2回

# 戸田市教育委員会定例会

平成27年2月19日(木) 午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

## 第2回教育委員会（定例会）次第

### 1. 開会

### 2. 前回の会議録の承認

### 3. 教育長の報告 別添 資料No.1のとおり

### 4. 議事

ページ

#### (1) 議案

議案第17号 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について…………… 1

議案第18号 埼玉県第四探択地区教科用図書採択協議会規約等について…………… 当日配付

議案第19号 平成27年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）について… 当日配付

議案第20号 教育委員会人事について…………… 当日配付

### 5. その他

#### (1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成27年3月20日（金）午前9時30分～

#### (2) その他

### 6. 閉 会

## 議案第17号

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表生涯学習課の項中「上戸田公民館 下戸田公民館」を「下戸田公民館」に改め、同条第3項の表図書館の項中「上戸田分室 下戸田分室」を「下戸田分室」に改める。

附 則

この規則は、平成27年8月24日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																												
<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 組織を次のとおり定める。 教育総務課 学務課 指導課 学校給食課 生涯学習課</p> <p>2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 組織を次のとおり定める。 教育総務課 学務課 指導課 学校給食課 生涯学習課</p> <p>2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導課</td> <td>教育センター</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>上戸田公民館 下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家</td> </tr> <tr> <td>図書館・郷土博物館</td> <td>図書館 郷土博物館</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等	施設	指導課	教育センター	学校給食課	学校給食センター	生涯学習課	上戸田公民館 下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家	図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館	小学校		中学校		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導課</td> <td>教育センター</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家</td> </tr> <tr> <td>図書館・郷土博物館</td> <td>図書館 郷土博物館</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等	施設	指導課	教育センター	学校給食課	学校給食センター	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家	図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館	小学校		中学校	
課等	施設																												
指導課	教育センター																												
学校給食課	学校給食センター																												
生涯学習課	上戸田公民館 下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家																												
図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館																												
小学校																													
中学校																													
課等	施設																												
指導課	教育センター																												
学校給食課	学校給食センター																												
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家																												
図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館																												
小学校																													
中学校																													
<p>3 前項に規定する施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設に属する施設は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>3 前項に規定する施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設に属する施設は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>図書館</td> <td>上戸田分室 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所</td> </tr> <tr> <td>郷土博物館</td> <td>彩湖自然学習センター</td> </tr> </tbody> </table>	図書館	上戸田分室 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所	郷土博物館	彩湖自然学習センター	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>図書館</td> <td>下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所</td> </tr> <tr> <td>郷土博物館</td> <td>彩湖自然学習センター</td> </tr> </tbody> </table>	図書館	下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所	郷土博物館	彩湖自然学習センター																				
図書館	上戸田分室 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所																												
郷土博物館	彩湖自然学習センター																												
図書館	下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所																												
郷土博物館	彩湖自然学習センター																												
<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成27年8月24日から施行する。</p>																												

## 埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会規約

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この採択地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、埼玉県第四採択地区内の市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

#### (名称)

第2条 協議会は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会という。

#### (協議会を設ける市の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 蕨市教育委員会
- (2) 戸田市教育委員会

### 第2章 組 織

#### (組織)

第4条 協議会は、委員4人をもって組織する。

#### (委員)

第5条 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 関係市教育委員会の教育長
  - (2) 関係市教育委員会がそれぞれ指名する関係市教育委員会の教育委員それぞれ1名
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長等)

第6条 協議会に、次に掲げる役職を置く。

- (1) 会長 会長は、会議を主宰する。
  - (2) 副会長 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
  - (3) 監事 監事は、協議会会計を監査する。
- 2 会長は、関係市教育委員会が協議して定めた委員をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が所属しない教育委員会に所属する委員から会長が指名する。
- 4 監事は、2名とし、協議会の承認を経て会長が委嘱する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第3章 会 議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員2人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 協議会の会議は、会長及び関係市教育委員会の委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(会議の公開)

第10条 協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第6項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、最多数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じ時は、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

### 第4章 専門員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、専門員を置く。

- 2 専門員は、埼玉県第四採択地区内の学校の校長又は教頭及び主幹教諭又は教諭を充て、

教科ごとの人数は、原則として次のようにする。小学校においては、国語7名、社会7名、算数5名、理科5名、生活4名、音楽4名、図画工作4名、家庭4名、体育4名とする。又、中学校においては、国語7名、社会7名、数学5名、理科5名、音楽4名、美術4名、保健体育4名、技術・家庭4名、外国語5名とする。

- 3 専門員は、会長及び副会長が協議のうえ委嘱する。
- 4 専門員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、公平さを確保する観点から十分慎重を期する。
- 5 教科ごとに、校長又は教頭を専門員の代表として置く。
- 6 専門員は、埼玉県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、専門員の代表が協議会の会議に報告する。

## 第5章 学校における研究結果の聴取

第14条 協議会は、学校における教科用図書研究の結果についての校長からの報告を、当該教育委員会教育長に求めることができる。

## 第6章 保護者等の研究結果の聴取

第15条 協議会は、保護者等の教科用図書研究の結果を聴取することができる。

## 第7章 議事録及び資料の公表

第16条 協議会の会議の議事録及び第13条第6項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

## 第8章 経費の支弁の方法

第17条 協議会に要する費用は、関係市の協議により決定した額について、関係市が負担する。

## 第9章 規約の変更

第18条 協議会の規約の変更は、会議に付議すべき案件として協議して行うことができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

## 埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）の情報の公開に関し、必要な事項を定め、協議会の公開性の向上と公正の確保を図るとともに、市民と協議会との信頼関係を深めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報 協議会の委員が職務上作成し、又は取得した文書で、協議会の委員が組織的に用いるものとして管理し、保有しているものをいう。

(2) 情報の公開 情報閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

### (協議会の責務)

第3条 協議会は、保有する情報を市民に積極的に公開するよう努めるとともに、この規程の趣旨を十分尊重した解釈及び運用のもとに、情報公開制度の充実を図らなければならない。

2 協議会は、個人の尊厳を確保するために、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 協議会は、保有する情報を適切に保存及び管理しなければならない。

### (利用者の責務)

第4条 利用者は、協議会に関する情報の重要性を認識するとともに、この規程の定める手続によって得た情報を適正に用いなければならない。

### (公開請求)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、協議会に対し、情報の公開を請求（以下「公開請求」という。）することができる。

### (公開請求の手続)

第6条 公開請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を協議会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公開請求に係る情報の内容

(3) 公開請求に係る情報の公開の方法

(4) その他協議会が定める事項

### (公開の原則)

第7条 協議会は、公開請求があつた場合において、請求に係る情報の中に、次条に規定する公開しないことができる情報が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

### (公開しないことができる情報)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する情報については、これを公開



しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人も閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として協議会が作成し、又は取得した情報
  - ウ 人の生命、身体、健康、財産等を保護するために、公開することが必要と認められる情報
  - エ 協議会委員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該協議会委員の職名及び氏名
  - オ 法令等の規定に基づき、許可、免許、届出等に際して協議会が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、財産及び自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
  - イ 違法又は不当な事業活動から市民の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (3) 公開することにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報
- (4) 協議会内部又は協議会と国、県、市等の機関との間における審議、協議、調査、研究又は検討に関する情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (5) 協議会が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (6) 法令等の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 協議会は、公開請求に係る情報が、前条に規定する公開しないことができる情報に該当するものであっても、公開しないことの利益に優越する公益上の理由があると明らかに認められるときは、前条の規定にかかわらず、請求者に対し、当該情報を公開することができる。

(部分公開及び期間経過後の公開)

第10条 協議会は、公開請求に係る情報の中に、第8条に規定する公開しないことができる情報が記録されている場合において、当該部分を可能な限り分離することができ、かつ、分離することにより公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、請求者に対し、公開しないことができる情報を除いて公開しなければならない。

2 協議会は、第8条各号のいずれかに該当する情報について、期間の経過により公開しないことができる理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。この場合において、公開することのできる時期が容易に分かるときは、あらかじめ、その時期を示さなければならない。

(存否に関する情報)

第11条 協議会は、公開請求に係る情報の存否自体を明らかにしないで当該公開請求を拒否してはならない。ただし、当該公開請求に係る情報の存否を回答することにより、人の生命、身体、名誉、財産等を侵害することが明らかに認められる場合は、この限りでない。

(公開請求に対する決定等)

第12条 協議会は、第6条の規定による公開請求があった場合は、当該公開請求があった日から起算して14日以内に、当該公開請求に対する公開の決定又は公開しない決定を行い、速やかに、当該請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 協議会は、前項に規定する期間内に公開の決定又は公開しない決定をすることができない相当の理由があるときは、当該公開請求があった日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、協議会は、速やかに、当該延長後の期間及びその理由を、請求者に対し、通知しなければならない。

3 協議会が、第1項の規定により、公開請求に係る情報の全部又は一部について公開をしないときは、同項の通知書にその理由及び不服申立てができる旨を記載しなければならない。

4 協議会が、第1項に規定する期間(第2項の規定によりこの期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間)内に公開の決定又は公開しない決定をしないときは、請求者は、その請求に係る情報の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者の保護)

第13条 協議会は、公開請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、公開の決定に先立ち当該公開請求に係る情報の表示その他細則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 協議会は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該情報の公開に反対の意見又は意思を表示した意見書を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なく

とも14日の期間を置かなければならない。この場合において、協議会は、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を、直ちに、当該第三者に対し、通知しなければならない。

(情報の公開の方法)

第14条 協議会は、第12条第1項の規定による公開の決定をした通知に基づき、指定する日時及び場所において、速やかに、当該公開請求に係る情報の公開を行うものとする。ただし、郵送により情報の写しを交付する場合は、この限りでない。

2 情報の公開は、閲覧若しくはその写しの交付により行うものとする。

3 協議会は、閲覧の方法による情報の公開に当たり、当該情報を記録した文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより行うことができる。

(費用負担)

第15条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの交付を行う場合は、当該情報の写しの作成又はこれらの送付に要する実費は、請求者の負担とする。

(不服申立て)

第16条 この規程の規定による公開請求に対する協議会の決定に不服のある者は、情報非公開等決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協議会に対し、不服申立てをすることができる。

(不服申立てに対する措置)

第17条 協議会は、前条の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを容認するとき、又は明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、速やかに、再審査を行い、不服申立てをした者に対し、決定書を送付しなければならない。

(他の法令等との調整等)

第18条 この規程は、法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる情報の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程（平成27年2月12日埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会規約制定に係る会議承認。以下「規程」という。）の施行に関し、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会会長（以下「会長」という。）が管理する情報の公開について必要な事項を定めるものとする。

(請求書の提出)

第2条 規程第6条の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（第1号様式）により行うものとする。

(請求に対する決定等の通知)

第3条 規程第12条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の内容に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により、速やかに行うものとする。

- (1) 情報を公開する旨の決定 情報公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 情報の一部を公開する旨の決定 情報部分公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 情報を公開しない旨の決定 情報非公開等（非公開・存否不回答・不存在・その他）決定通知書（第4号様式）

2 規程第12条第2項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(第三者の保護に関する手続)

第4条 会長は、規程第13条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは、当該第三者に対し、意見照会書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。ただし、会長は、意見照会書により通知する必要があると認めるときは、口頭により通知することができる。

2 前項の規定による通知を受けた第三者が意見を述べるときは、口頭又は意見回答書（第7号様式）により行うものとする。

3 規程第13条第2項の規定による通知は、意見照会結果通知書（第8号様式）により行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 規程第14条第1項の規定による情報の公開は、会長が指定する日時及び場所において職員の立会いのもとに行うものとする。

2 会長は、情報の公開を受ける者が当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、情報の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(情報の写しの交付等に要する費用)

第6条 規程第15条の規定による情報の写しの作成又はこれらの送付に要する費用は、前納とする。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(不服申立てに対する決定通知)

第7条 会長は、不服申立人による不服申立てに係る決定について規程第17条第2

項の規定による決定書（第9号様式）により、直ちに、不服申立人に通知しなければならない。

（委任）

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

情報公開請求書

年 月 日

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会長 様

請求者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第6条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

情報の件名又は内容	(公開請求する情報が特定できるよう情報の内容を具体的に記入してください。)		
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付		
担 当	名 称 電 話 F A X		
事務局受付	受付番号	受付日	年 月 日
回答期限	年 月 日		
備 考			受付印

(注) 太線の枠内を記入してください。

第2号様式（第3条関係）

情報公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会  
会 長 氏 名



年 月 日付けで公開請求のあった情報については、次のとおり公開することと決定しましたので、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第12条第1項の規定により通知します。

情報の件名又は内容	
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
公開日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
公開場所	場所 住所 電話 内線 ( ) F A X
担当	名称 電話 内線 ( ) F A X
備考	

- (注) 1 情報の公開を受けるときは、この通知書を担当者に提示してください。  
 2 情報の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、協議会まで連絡してください。  
 3 情報の写しの作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。

第3号様式 (第3条関係)

<p>情報部分公開決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会 会 長 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日付けで公開請求のあった情報については、次のとおり情報の一部を公開することと決定しましたので、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第12条第1項の規定により通知します。</p>	
情報の件名又は内容	
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
公開日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
公開場所	場所 住所 電話 内線 ( ) F A X
担当	名称 電話 内線 ( ) F A X
公開することができない部分及び理由	(根拠) 第 条第 項第 号に該当 (理由) 公開することができない部分の概要
※情報公開することができるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求に係る情報の(全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
備考	

- (注) 1 情報の公開を受けるときは、この通知書を担当者に提示してください。  
 2 情報の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、協議会まで連絡してください。  
 3 情報の写しの作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。  
 4 ※印欄は、当該情報の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。  
 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に協議会に対して不服申立てをすることができます。



第4号様式（第3条関係）

<p>情報非公開等（非公開・存否不回答・不存在・その他）決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会 会 長 氏 名 印</p> <p>年 月 日付けで公開請求のあった行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第12条第1項の規定により通知します。</p>	
情報の件名又は内容	
公開することができない理由	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 存否不回答 <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他 （根拠）第 条第 項第 号に該当 （理由）公開することができない部分の概要
	※情報を公開することができるようになる時期 年 月 日以後であれば、請求に係る情報の（全部・一部）を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
担当	名称 電話 内線( ) F A X
備考	

- (注) 1 ※印欄は、当該情報の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に協議会に対して不服申立てをすることができます。

第5号様式（第3条関係）

<p>情報公開決定期間延長通知書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p> <p>埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会 会長 氏 名 印</p>	
<p>年 月 日付けで公開請求のあった情報については、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第12条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。</p> <p>なお、公開の可否の決定をしたときは、速やかに、通知します。</p>	
<p>情報の件名又は内容</p>	
<p>公開方法の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧    <input type="checkbox"/> 写しの交付    <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付</p>
<p>公開の可否の決定を することができる日</p>	<p>年 月 日（ ）</p>
<p>条例第12条第2項 に規定する決定期間</p>	<p>年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで</p>
<p>延長する理由</p>	
<p>担 当</p>	<p>名 称 電 話 F A X 内線（ ）</p>
<p>備 考</p>	

第6号様式（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">意見照会書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会 会長 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第6条の規定により、公開請求がありました情報にあなたに関する情報が記録されています。</p> <p>つきましては、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程に関する細則第4条第1項の規定により、当該情報を公開することについて、あなたのご意見をお聴きしたいので、通知します。</p> <p>なお、意見書を提出される場合は、 年 月 日までに別紙意見回答書によりご回答をお願いします。</p>	
<p>情報の件名及び記録されているあなたの情報の内容</p>	<p>(件名)</p> <p>(内容)</p>
<p>公開請求日</p>	<p>年 月 日 ( )</p>
<p>聴取する事項</p>	
<p>送 付 先 ( 担 当 )</p>	<p>名 称 住 所 電 話 F A X</p> <p style="text-align: right;">内線 ( )</p>
<p>備 考</p>	

- (注) 1 この意見聴取は、会長が適正な判断を行うための参考とするものであり、公開についての拒否権を与えるものではありません。
- 2 期限までに回答のない場合は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程の趣旨に沿って公開又は非公開の決定をします。

第7号様式（第4条関係）

意見回答書

年 月 日

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

<p>請求のあった情報の 件名又は内容</p>	
<p>意見 ※公開されることにより不利益となる ことが予測される 場合は、その内容を できるだけ具体的に 記してください。</p>	<p>公開の可否 <input type="checkbox"/> 公開してもよい <input type="checkbox"/> 公開しないでほしい</p>
<p>担 当</p>	<p>名 称 _____ 電 話 _____ F A X _____ 内線 ( ) _____</p>
<p>備 考</p>	

第8号様式（第4条関係）

<p>意見照会結果通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会 会長 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日に意見を聴取しましたあなたに関する情報が記録されている情報の公開請求については、次のとおりに決定したので、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第13条第2項の規定により通知します。</p>	
情報の件名又は内容	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 時限公開（公開できる時期 年 月 日以降）
	（決定理由）
公開の実施日	年 月 日（ ）
担当	名称 電話 FAX <span style="float: right;">内線（ ）</span>
備考	

決 定 書

異議申立人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

上記異議申立人（埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程に関する細則第7条の規定による不服申し立て人をいう。）から、 年 月 日付で提起されたの決定についての異議申し立てについて、次のとおり決定する。

主文

本件異議申立ては、これを棄却します。

異議申立ての趣旨

異議申立人の申立ての趣旨は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会会長が 年 月 日付けでした の決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めるものであって、その理由は次のとおりである。

- 1
- 2
- 3 以上のとおり、原決定は、事実を誤認し、規程の解釈適用を誤ったものであるから違法であり、原決定の取消しを求める。

決定の理由

- 1 異議申立ての理由の第1点については、調査した結果 \_\_\_\_\_ の事実が認められるので異議申立人の主張は認められない。
- 2 異議申立ての理由の第2点については第三採択地区教科用図書採択協議会情報公開規程第 条第 項第 号の規定は、 \_\_\_\_\_ と解するのが相当であり、この解釈について異議申立人の解釈は \_\_\_\_\_ の理由で採用できない。  
よって、主文のとおり決定します。

年 月 日

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会

会 長 氏 名 印

## 埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会規約（平成27年4月1日施行）第10条の規定に基づき、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会の会議（以下「協議会」という。）の傍聴の手続、傍聴人（第3条第2項に規定する傍聴券の交付を受けた者をいう。以下同じ。）の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の制限)

第2条 埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会長（以下「会長」という。）は、傍聴席に余裕がないときは、傍聴人の員数を制限することができる。

### (傍聴の手続等)

第3条 傍聴の受付時間は、協議会の開会30分前から開会10分前までとし、傍聴の受付場所は、協議会開催場所の入口前とする。

- 2 協議会を傍聴しようとする者は、受付に埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴申込書（様式第1号）を提出し、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴券（様式2号。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。
- 3 傍聴券は、先着順に交付する。
- 4 傍聴人は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又貸与してはならない。

### (入場)

第4条 傍聴人は、入場の際受付担当事務局員（以下「事務局員」という。）に傍聴券を提示し、事務局員の指示に従い、入場しなければならない。

- 2 傍聴人は、所定の傍聴席に着かなければならない。

### (入場の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。

- (1) 凶器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 掲示板、プラカードの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

- (5) 酒気を帯びていると認められる者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 会長は、事務局員に傍聴人が前項第1号から第5号までに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。
- 3 会長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。
- (4) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(非公開における退場)

第7条 傍聴人は、協議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、会長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に別にはかつて定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



第1号様式（第3条関係）

整理番号

平成 年 月 日

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会長 様

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴申込書

私は、第 回埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会の傍聴を申し込みます。

なお、協議会傍聴の際は、埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規則を遵守します。

1 住所

2 氏名

第2号様式（第3条関係）

整理番号

平成 年 月 日

第 回埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴券

埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会長

(注) 1 埼玉県第四採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規則を遵守してください。

2 お帰りの際は、この傍聴券を受付担当職員に返納してください。

3 携帯電話等の電源は切って入場してください。

# 教育長の報告

平成27年第2回教育委員会(定例会)

平成27年2月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1. 教育長の報告

ページ

- ① 戸田市立小・中学校 平成26年度卒業式・平成27年度入学式参列者について…………… 1  
(学務課)
- ② 平成26年度 感染症による学級閉鎖等状況について…………… 2  
(学務課)
- ③ 全国いじめ問題子供サミットの参加報告について…………… 4  
(指導課)
- ④ 青山学院大学との連携による「スポーツふれあい体験事業」について…………… 当日配付  
(指導課)
- ⑤ 市内中学校における生徒指導について…………… 資料なし  
(指導課)
- ⑥ 平成26年度戸田市市民大学閉講式及び戸田市市民大学公開講座について…………… 6  
(生涯学習課)
- ⑦ 平成26年度文化財講座の実施について…………… 7  
(生涯学習課)
- ⑧ 文教・建設常任委員会からの提言書について…………… 別紙  
(図書館・郷土博物館)
- ⑨ その他

# 教育長の報告

## 戸田市立小・中学校 平成26年度卒業式・平成27年度入学式参列者について

### 1 小学校の卒業式・入学式

平成27年2月2日現在

No.	学 校 名	卒業式 平成27年3月24日(火)午前		入学式 平成27年4月8日(水)午前	
1	戸田第一小学校	教育委員	土肥美奈子	教育総務課長	
2	戸田第二小学校	次長	樋口 哲男	学務課長	
3	新 曾 小 学 校	次長(学校給食課長)	西袋 哲也	生涯学習課長	
4	美谷本小学校	教育部長	山本 義幸	教育委員	吉田 辰行
5	笹 目 小 学 校	教育委員	鈴木 晃	学校給食課長	
6	戸田東小学校	教育長	羽富 正晃	指導課長	
7	戸田南小学校	委員長	仙波 憲一	教育長	
8	喜 沢 小 学 校	学務課長	星野 正義	次長	
9	笹目東小学校	生涯学習課長	頓所 博行	図書館・郷土博物館長	
10	新曾北小学校	副参事(指導課長)	鈴木 研二	教育委員	土肥美奈子
11	美女木小学校	次長(教育総務課長)	小沼 利行	教育委員	鈴木 晃
12	芦 原 小 学 校	委員長職務代理者	吉田 辰行	教育部長	

### 2 中学校の卒業式・入学式

No.	学 校 名	卒業式 平成27年3月13日(金)午前		入学式 平成27年4月8日(水)午後	
1	戸 田 中 学 校	委員長職務代理者	吉田 辰行	教育総務課長	
2	戸田東中学校	教育部長	山本 義幸	教育長	
3	美 笹 中 学 校	教育長	羽富 正晃	次長	
4	喜 沢 中 学 校	次長	樋口 哲男	教育部長	
5	新 曾 中 学 校	次長(教育総務課長)	小沼 利行	教育委員	鈴木 晃
6	笹 目 中 学 校	教育委員	鈴木 晃	教育委員	吉田 辰行

### 3 市長が参列する学校

卒業式	入学式
平成27年3月24日(火)午前	入学式 平成27年4月8日(水)午前
戸田第一小学校	芦原小学校
平成27年3月13日(金)午前	入学式 平成27年4月8日(水)午後
笹目中学校	新曾中学校

# 教育長の報告

## 平成26年度 感染症による学級閉鎖等状況について

平成27年2月2日現在

No.	報告日	学校名	学級名	在籍数	欠席数	閉鎖期間	感染症名	備考
1	11月12日	新曽北小	4-1	34	8	—	インフルエンザ様疾患	1/13 給食後下校
2	11月17日	喜沢小	1-1	33	16	11/18・11/19	インフルエンザ様疾患	
3	11月17日	喜沢小	6-1	28	11	11/18～11/20	インフルエンザ様疾患	
4	11月17日	新曽北小	4-1	34	9	11/18・11/19	インフルエンザ様疾患	
5	11月17日	新曽北小	4-2	35	9	—	インフルエンザ様疾患	11/18 給食後下校
6	11月19日	新曽北小	4-2	35	8	11/19・11/20	インフルエンザ様疾患	
7	11月20日	喜沢小	6-2	28	8	11/21のみ	インフルエンザ様疾患	
8	11月25日	喜沢小	5-1	28	11	11/26～11/28	インフルエンザ様疾患	
9	11月25日	戸田東中	1-3	40	12	11/26～11/28	インフルエンザ様疾患	11/25 給食後下校
10	12月4日	戸田第二小	2-5	34	8	12/5のみ	インフルエンザ様疾患	
11	12月8日	戸田第一小	3-4	33	15	12/9～12/11	インフルエンザ様疾患	
12	12月8日	戸田第二小	6-5	35	12	12/9・12/10	インフルエンザ様疾患	
13	12月8日	戸田第二小	5-5	33	10	12/9・12/10	インフルエンザ様疾患	
14	12月8日	戸田第二小	2-5	34	20	12/9のみ	インフルエンザ様疾患	
15	12月11日	戸田第一小	5-1	36	8	12/12のみ	インフルエンザ様疾患	12/11 給食後下校
16	12月15日	美谷本小	6-1	28	10	12/16～12/18	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校
17	12月15日	戸田東小	5年	83	24	12/16・12/17	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校
18	12月15日	戸田東小	6-1	38	6	—	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校
19	12月15日	戸田中	1-7	36	9	—	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校
20	12月15日	喜沢中	1-4	35	14	12/16・12/17	インフルエンザ様疾患	12/15 1校時終了後下校
21	12月15日	新曽中	1-7	38	14	—	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校
22	12月15日	戸田第二小	6-4	35	10	12/16・12/17	インフルエンザ様疾患	
23	12月15日	戸田第二小	3-1	34	8	12/16・12/17	インフルエンザ様疾患	
24	12月16日	戸田第一小	2-3	31	9	12/17～12/19	インフルエンザ様疾患	
25	12月16日	戸田中	1-7	36	17	12/17～12/19	インフルエンザ様疾患	12/16 3校時終了給食後下校
26	12月16日	新曽中	1-6	39	13	12/17・12/18	インフルエンザ様疾患	12/16 3校時終了給食後下校
27	12月16日	新曽中	1-7	38	12	12/17・12/18	インフルエンザ様疾患	12/16 3校時終了給食後下校
28	12月16日	新曽中	1年	307	35	—	インフルエンザ様疾患	12/16 3校時終了給食後下校
29	12月17日	戸田東小	6-1	38	6	—	インフルエンザ様疾患	12/16 給食後下校
30	12月17日	美谷本小	5-1	28	6	12/18・12/19	インフルエンザ様疾患	12/17 給食後下校
31	12月17日	戸田東小	6-1	38	4	—	インフルエンザ様疾患	12/17 給食後下校
32	12月17日	新曽中	1-1	38	9	—	インフルエンザ様疾患	12/17 給食後下校
33	12月18日	戸田東小	5-3	27	6	12/18 まで延長	インフルエンザ様疾患	12/15決定を延長(12/16・17学年閉鎖)
34	12月18日	戸田中	1-1	36	6	12/19～12/22	インフルエンザ様疾患	12/18 給食後下校
35	12月18日	新曽中	1-1	39	10	12/19のみ	インフルエンザ様疾患	
36	12月18日	新曽中	1-6	39	13	12/19 まで延長	インフルエンザ様疾患	12/16決定を延長(12/17・18学級閉鎖)

No.	報告日	学校名	学級名	在籍数	欠席数	閉鎖期間	感染症名	備考
37	12月19日	戸田中	2-3	39	12	12/22のみ	インフルエンザ様疾患	12/19 給食後下校
38	12月22日	戸田東小	1-4	32	11	12/24のみ	インフルエンザ様疾患	
39	12月22日	戸田中	1-4	36	13	12/24のみ	インフルエンザ様疾患	12/22 1校時終了後下校
40	1月19日	戸田第一小	5-2	36	13	1/20～1/22	インフルエンザ様疾患	1/19 給食後下校
41	1月21日	戸田東小	4-1	32	6	-	インフルエンザ様疾患	1/21 給食後下校
42	1月21日	笹目東小	5-4	34	9	-	インフルエンザ様疾患	1/21 5校時終了後下校
43	1月23日	戸田東小	2-4	27	7	1/26のみ	インフルエンザ様疾患	1/23 給食後下校
44	1月23日	戸田東小	6-3	37	5	-	インフルエンザ様疾患	1/23 給食後下校
45	1月26日	戸田東小	2-4	27	7	1/28まで延長	インフルエンザ様疾患	1/23決定を延長(1/26学級閉鎖)
46	1月26日	戸田東小	3-2	39	6	1/27～1/29	インフルエンザ様疾患	1/26 給食後下校
47	1月26日	戸田東小	3-3	38	8	1/27～1/29	インフルエンザ様疾患	1/26 給食後下校
48	1月26日	戸田東小	1-3	32	5	-	インフルエンザ様疾患	1/26 給食後下校
49	1月26日	戸田南小	5-2	34	10	1/27～1/29	インフルエンザ様疾患	
50	1月26日	笹目東小	4-3	39	17	1/27・1/28	インフルエンザ様疾患	1/26 給食後下校
51	1月28日	笹目東小	4-3	39	9	1/29まで延長	インフルエンザ様疾患	1/26決定を延長(1/27・28学級閉鎖)
52	1月30日	戸田東小	6-1	38	7	-	インフルエンザ様疾患	1/30 給食後下校
53	2月2日	戸田東小	4-3	32	7	2/3～2/5	インフルエンザ様疾患	2/2 給食後下校
54	2月2日	笹目東小	1-1	30	8	2/3・2/4	インフルエンザ様疾患	

## 教育長の報告③

# 全国いじめ問題子供サミットの参加報告について

### 1 目的

積極的に子供自身の主体的な活動に取り組んだ地域や学校の児童生徒が集い、交流する機会を設けることにより、このような取組の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進する。

### 2 主催

文部科学省

### 3 サミットのテーマ

「SNSでのいじめを含め、いじめの問題にどう立ち向かうか」

### 4 日程等

#### (1) 開催日時

平成27年1月24日（土）10:00～17:00

#### (2) 会場

文部科学省東館3階講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）

#### (3) 日程

時刻	次第	内容等
10:00	開会行事	
10:10	地域の取組発表	児童生徒が地域の取組事例の発表を行った。 発表順①栃木県 ②埼玉県 ③東京都 ④神戸市 ⑤鳥取県 ⑥愛媛県 ⑦北九州市
12:00	昼食・休憩 ポスターセッション	昼食時間を利用して、児童生徒が取組事例のポスターセッションを行った。（12:30ごろ～）
13:30	グループ協議	午前中の事例やポスターセッションの発表を踏まえて協議を行った。
15:00	全体交流	グループでの協議内容の発表と意見交流をした。
16:00	振り返り	本サミットの成果を踏まえ、それぞれの学校・地域にどう反映させるかを考え、全体で交流した。
16:30	講評	
16:45	閉会行事	

### 5 参加校

○戸田市立笹目中学校 【地域の取組発表】

○戸田市立戸田南小学校 【地域の取組発表】

○戸田市立戸田東中学校

※埼玉県からは、他に10の小・中学校からの参加があった。

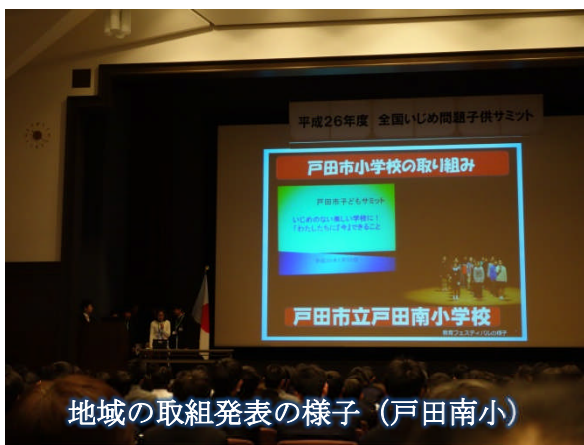
6 当日の様子



地域の取組発表の様子（笹目中）



地域の取組発表の様子（笹目中）



地域の取組発表の様子（戸田南小）



地域の取組発表の様子（戸田南小）



グループ協議の様子



グループ協議の様子



全体発表の様子



集合写真撮影の様子



戸田市と青山学院大学の包括連携に関する協定  
スポーツふれあい体験事業（報告）

## 1 ねらい

サッカー部員との交流を通し、子供たちにサッカーの楽しさや魅力を味わわせる。

## 2 日程等

- (1) 日 時：平成27年2月12日（木） 第2校時～第4校時
- (2) 場 所：戸田市立戸田東小学校（校庭）
- (3) 対 象：6年生児童（3学級）
- (4) 日 程

時 刻	次第	青山学院大学のサッカー部員
9：00	戸田駅	戸田駅西口ロータリー集合
9：15	戸田東小学校到着	控え室：会議室
9：40	6年1組との交流	①あいさつ ②講師自己紹介 （サッカーの技の演示も含む） ③実技指導 （1）ウォーミングアップ （2）ボール慣れ （3）ドリブル （4）パス ④ミニゲーム ⑤感想発表（代表児童）
10：25		⑥あいさつ
20分休み		控え室：会議室
10：45 11：30	6年2組との交流	6年1組と同じ流れ
11：35 12：20	6年3組との交流	6年1組と同じ流れ
12：20 13：05	給食	1クラスに2～3人ずつ 6年生と交流しながら給食
13：20	戸田駅	戸田駅解散

### 3 当日の様子





## 平成26年度 戸田市民大学公開講座 — 菊地流・魅力的人生のススメ —

「行列のできる法律相談所」や「スッキリ!!」などのテレビ番組に出演中で、さまざまな社会活動にも参加されている菊地幸夫さんによる講演会を開催します。

日 時 平成27年3月14日（土） 午後2時～3時30分  
（受付 午後1時30分～、午後2時～2時10分 市民大学閉講式）

講 師 弁護士 <sup>きくち</sup>菊地 <sup>ゆきお</sup>幸夫 氏

### 《プロフィール》

中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。  
社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事も務める。  
また、日本テレビ「行列のできる法律相談所」及び  
「スッキリ!!」にレギュラーとして出演。  
2013年末には「スッキリ!!」の司会者加藤浩次氏と  
ともにギネス世界記録を樹立。  
弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、各地のトライ  
アスロン大会へも出場。  
小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。



### 《職歴・略歴》

1981年 中央大学法学部法律学科卒業  
1984年 司法試験第2次試験合格  
1985年 司法修習生（第39期）  
1987年 司法修習終了。弁護士登録

会 場 笹目コミュニティセンター（コンパル） 多目的ホール

対象・定員 市内在住・在勤・在学者 250人

戸田の渡しから蕨宿へ

平成 27 年 3 月 1 日 (日)  
3 月 7 日 (土)

【戸田市民大学認定講座】

参加者募集

平成 26 年度 文化財講座

第 1 回 講義「戸田の渡しから蕨宿へ」  
蕨市立歴史民俗資料館 学芸員 佐藤直哉 氏

場所：戸田市立教育センター 会議室（市役所北側）  
日時：平成 27 年 3 月 1 日（日） 13：30～15：00

第 2 回 中山道歴史散歩「中山道と蕨宿を歩く」  
戸田歴史ガイドの会

場所：戸田市役所出発～旧中山道～蕨宿～現地解散  
日時：平成 27 年 3 月 7 日（土） 13：00～16：00

- 対象・定員 市内在住・在勤・在学者  
30名（申込順）
- 申込方法  
講座名、氏名（よみがな）、住所、電話番号、  
年齢を電話、メール、ファクスにて下記へ

○申し込み・問い合わせ  
戸田市教育委員会生涯学習課

生涯学習担当  
電話：048-441-1800（内線 466）

FAX：048-432-9910

Mail：  
kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp



生涯学習課ホームページ

# また来たいと思わせる図書館 に向けての提言書

平成27年1月

戸田市議会 文教・建設常任委員会

# はじめに

図書館は今、従来の静かに本を読んだり、勉強したりするための施設だけでなく、人の集まる場所として進化している。

改革の進んだ図書館は、その機能を十二分に発揮することによって「地域を支える情報拠点」と位置づけられ、「地域や住民に親しまれる集いの場」として認識されつつある。

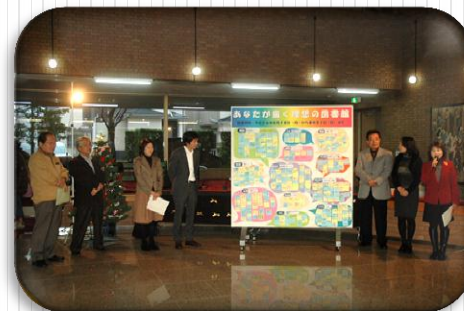
当委員会の図書館改革のきっかけは、『はなぼん』（著者：小布施町立図書館「まちとしょテラス」前館長・花井裕一郎氏）という一冊の本との出逢いであり、同図書館を最初の視察先とした。その後、当委員会主催で、戸田市立図書館初のクリスマスイベントとして、花井氏の講演とミニコンサート、出前カフェを開催するに至った。以降、利用の多い、先進的な取り組みを行っている全国各地の図書館を視察し、さらに、本市図書館と共催で募集した図書館利用者の意見を参考にしながら、2年にわたり調査研究を重ねてきた。

本市においても、図書館を訪ねるごとに、「館長への手紙」の実施や喫煙所の移設など、改良の取り組みは増えてきたが、運営側の意識や住民意識を変えるまでの改革には至っていない。

理想の図書館に近づけるために、居心地の良い「滞在したい図書館」、本を通して「わくわくする図書館」に向けて、当委員会の活動成果を提言書としてここにまとめる。



▲ 花井裕一郎氏の講演  
「また来たいと思わせる場のつくりかた」



▲ 委員による発表  
「みんなの声で変わる図書館」



# 短期（現在の委員任期中）

- 話題のコーナーの充実
- 館内・館外ディスプレイの充実
- ものがたりレシピを給食に活用
- 空き部屋の有効利用
- 子どもの本のそばにママ用本の配置
- BGM・館内放送について
- 家庭の不要本の活用
- 飲み物の持ち込み
- 飲食コーナーのテーブルクロスや絵などの装飾
- 図書館職員・司書と市民との交流
- イベントの開催

# 話題のコーナーの充実

最新のニュースや話題について、関連の資料や書籍を取り上げて展示



◀ まちに興味を持ってもらうために、地元のニュースを紹介するプレートがさりげなく見やすいように設置されていた。

(石狩市民図書館)



◀ NHKの番組「プロフェッショナル」で紹介された人や仕事の本を集めたコーナー

宮崎駿氏の作品やイラストレーターになるための本など関連本をディスプレイ  
(石狩市民図書館)



▲平成26年4月30日に前立腺がんで亡くなられた、渡部淳一さんの特集を写真等を添えてすぐに展示(石狩市民図書館)



▲ソチオリンピック特集の展示  
(伊万里市民図書館)



▲ポスターに関連する本がすぐそばに展示  
(小布施町立図書館)



# 館内・館外ディスプレイの充実

- ・わかりやすい館内案内や誘導の設置
- ・おすすめ本のポップ設置や図書館・郷土博物館イベントに関連する書棚へのイベント案内貼付など、“本との出会い”を生む工夫
- ・道路に面した掲示板などを活用したイベントポスター・各種告知の効果的な掲示
- ・明るい図書館の演出に向けた館内・館外の照明の充実



▲札幌市中央図書館の案内板



▲部屋の入り口に目線の行きやすい高さに情報を掲示(石狩市民図書館)



▲分野ごとのおすすめ本棚(伊万里市民図書館)



▲壁面に市民の手作り布絵本(伊万里市民図書館)



▲ヤングコーナーの進学・就職応援と貸アートコーナー(伊万里市民図書館)



▲小布施町立図書館の今月の企画棚

# ものがたりレシピを給食に活用

- 福岡県の小郡市立図書館が「ものがたりレシピ給食」という取り組みを行っている。

これは、小中学校の給食に絵本で登場する食べ物を取り入れようというもので、2011年の「子ども読書の日」(4月23日)に開始された。

例えば、「11ぴきのねことあほうどり」(馬場のぼる作)で登場するコロッケや、「キャベツくん」(長新太作)にちなんだキャベツのサラダなどが給食のおかずとなる。

身近な食を通して本に親しみを持ってもらうのが目的。

協力が得られた学校では市長や栄養士などによる絵本の読み聞かせも行われたり、図書館ではテーマ展示の実施やチラシの作成・配布も実施。

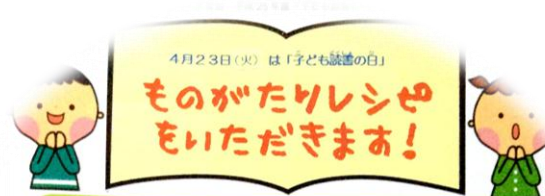
- 戸田市では、図書館司書やボランティアによる本の紹介や読み聞かせを行うことで、栄養士との連携も期待できる。



▲絵本「つきよのキャベツくん」に出てくるトンカツとキャベツの献立



▲絵本「100万回生きたねこ」の主人公の猫の好物のツナと卵を使ったふりかけの献立



みなさんにたくさんの本と出会い、楽しんでほしいと、2001年(平成13年)に「子ども読書の日」が定められました。小郡市では今年も、4月23日の「子ども読書の日」に合わせて、物語の中の献立(ものがたりレシピ)が学校給食に登場しますよ！今回は、絵本「おぼけのてんぷら」(せな けいこ/作・絵 ポプラ社)から、うさこがつくった「てんぷら」の登場です。あまりのおいしさに、おぼけがつまみくいをした「てんぷら」。

さあ、給食にはなんの「てんぷら」がでてくるでしょう？どんな味がするのかな？



「おぼけのてんぷら」  
せな けいこ/作・絵 ポプラ社

このほかにも、おいしいそうな食べものがある本がたくさんあります。  
イラストを見て、読んでみたい本が学校図書館や市立図書館で見つかるようにしましょう。



しょうゆでてんぷらをあげるうさこ。  
そしててんぷらをおぼけに...

小郡市では、「家族(うちとく)」という活動がすすんでいます。これには、家族みんなで本を読んで、読んだ本について楽しくおはなしをしてほしいとの願いがこめられています。「今日、学校の給食で『おぼけのてんぷら』のてんぷらがだよ！」とおはなししてみてくださいね。

「ものがたりレシピをいただきます！」

小郡市立図書館チラシ



## 空き部屋の有効利用

- 利用されていない会議室や視聴覚室については、自習席の利用が多い時期や玄関ホールでのイベント開催時などにおける自習スペースとして、柔軟に活用する。



▲札幌市中央図書館の読書室



▲伊万里市民図書館のグループ学習室



▲石狩市民図書館のグループ活動室



▲北区立中央図書館のグループ研究室

## 子どもの本のそばに ママ用本の配置

育児/家事/料理など主婦(夫)向けの書棚を配置



▲児童書コーナーに隣接した子育て支援コーナー  
(さいたま市立武蔵浦和図書館)



▲子どもコーナーに隣接した女性コーナー  
(伊万里市民図書館)

## BGM・館内放送について

- BGMを気にならない程度に流す。  
図書館は静かなところというイメージが強いが、BGM放送によるリラックス効果で居心地の良さを演出できる。また、静かな図書館では、子ども連れの保護者は来館しづらい。多少のざわつきや足音、読み聞かせの声など雑音を相殺するマスキング効果となる。



- 館内放送について、音が大きい、放送が長いという声がある。スピーカーの位置など工夫し、音量に気を付ける。お知らせ等は、緊急時や特別な時だけ放送する。



## 家庭の不要本の活用

- 図書館への書籍寄贈の制度を整備するほか、各家庭で不要となった書籍を除籍本コーナーで受け入れるなど、本を無駄にすることなく「本が市内で循環する」ようなまちづくりを進める。
- 例えば、本を置いている（置けそうな）公共施設やお店、お寺など、人の集まる場所で受け入れてもらう。小布施町の「まちじゅう図書館」や「まちライブラリー」に参加。



▲ 小布施町の「まちじゅう図書館」  
元商店を書斎のように改修し  
自宅を開放した図書館



▲ 喜沢中学校武道館  
の一角に並べられた  
教本

## 飲み物の持ち込み

- 小学校等では、熱中症予防に水分の補給が指導されている。閲覧室での飲食禁止を緩和し、水分補給という目的で、水筒などの栓ができる容器、ペットボトルなどの持ち込みを許可し、飲み物を飲めるように運用を変更する。



▲ キャップ付き  
ペットボトル等  
持ち込み可

(石狩市民図書館)▶



## 飲食コーナーのテーブルクロスや絵などの装飾

- カフェを設置するまでの改善策として、テーブルクロスや絵などに装飾をし、明るく清潔感のある雰囲気をつくる。



◀壁に布絵本

その他、イベント  
のポスターや本の  
紹介案内など



▲ ビニールのテーブルクロス ▲



# 図書館職員・司書と市民との交流

- 図書館職員・司書は、図書館を地域住民とのコミュニティの場、まちづくりの場としてとらえ、市民との交流に努める。
- 図書館司書という専門性と、隠れた個人の趣味・特技を引き出し、それを生かした講師として、講座やイベント等の開催を。例えば、太極拳、ストレッチ、布絵作り、折り紙、押し花、ポップづくり、落語など、その他、何でも可。
- 館長席は図書館来館者・利用者に顔の見える場所に配置し、住民との距離を縮めるなど、常に時々の市民要求をとらえ、図書館事業に生かす。
- 館長・司書等、一目で市民に職責が分かるように大きな親しみを持てるネームプレートを付ける。



▲「相談デスク」で対応  
(伊万里市民図書館)



シリーズ まちとしよテラソで身体を動かそう！

○身体を動かそう！(阿こり・夏祭り企画) ○子どもと一緒に身体を動かそう！

▲司書兼健康運動指導士が、  
参考になる本の紹介や  
正しい運動を指導。



館長▶  
司書  
スタッフ



▲小布施町立図書館の  
入口にある館長席

# イベントの開催

## 4月23日の子ども読書の日やクリスマスなどの行事を活用

- 人や文化との交流の場として、戸田らしいおもてなしを行うことを目的とする。
- 「子ども読書の日」や「開館記念日」にちなんだイベントや、季節の行事に合わせたイベントを市民と一緒に企画し、1階玄関ホール等を利用して、毎年1回以上開催。
- 読み聞かせやミニコンサートなどを企画する。
- カフェが設置されるまでの間、カフェこるぼなどのコラボレーションで出前カフェを営業。



▲▼当委員会主催のクリスマスイベント



# 中期(2016年・市制施行50周年まで)

- 図書館ビジョン計画の策定
- 1階玄関ホールの有効活用
- 人工池の有効活用  
(喫煙所の移設)
- 敷地全体のリニューアル
- ブックスタート事業の拡大
- 返却ボックスと館内カートの  
リニューアル
- 漫画について
- 出前図書館
- 図書館サポーター
- 国会図書館データ
- 図書館ホームページ
- 職員の視察研修費の充実



# 図書館ビジョン計画の策定

戸田市立図書館が今後も「すべての市民のための図書館」として愛されるとともに、広く世界への知的情報発信の場として、また、地域産業・経済の振興の場として、さらに、新たな地域コミュニティの中心的役割が果たせる公共施設として発展していくため、市民の意見を広く取り入れながら、理念・目標をかかげ、その達成のためにビジョンを策定することを求める。特に盛り込んでほしい内容は以下に示す。

- 市民との協働
- 学校との連携をさらに深めるためにデータの一元化と貸し出しの連携
- 図書館友好交流事業
- 人口規模に見合った図書購入費の充実
- 副館長制度の導入と司書資格者の配置

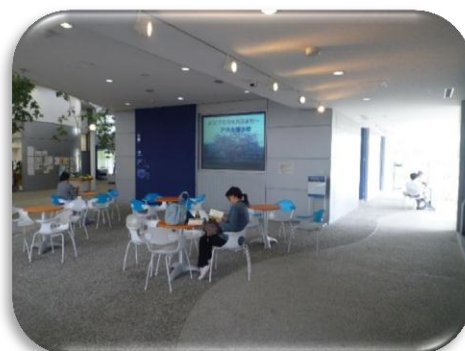
視察地	理念・目標
小布施町立図書館 まちとよテラス	「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」
小郡市立図書館	「読書の街づくり日本一」 すべては子どもたちのために、そして私たちの未来のために
伊万里市民図書館	「伊万里をつくり・市民とともに育つ・市民の図書館」
剣淵町絵本の館	「絵本の里作り」
札幌市中央図書館	・市民の生活や活動に役立つ図書館 ・本・人・文化を結ぶ図書館 ・広く情報を発信し、市民とともに成長する図書館
石狩市民図書館	「図書館の中にまちを作る」 「これからの図書館が目指すもの－石狩市図書館ビジョン」
北区立中央図書館	利用者が主役・永く愛される・区民が活動する図書館
浦安市立中央図書館	・よろこびにつながる出会いの場を提供する図書館 ・人に人が出来ることを大切にすることが出来る図書館 ・未来につながる図書館 ・自治体、組織の成り立ちを理解する図書館 ・部署としての図書館

# 1階玄関ホールの有効活用

- 1階玄関ホールを、人の集うコミュニティの場として最大限に活用すること。
- 活用方法としては、カフェ・飲食スペースの設置、マガジンラックの設置、読み聞かせ・ミニコンサート等の市民の発表の場としての提供などが考えられる。また、その際に窓ガラスの景観を活かすこと。



▲札幌市中央図書館の  
1階ロビーに設置された  
「元気カフェ」



▲石狩市民図書館の  
エントランスホール



▲武雄市図書館のカフェ ▼



▲「元気カフェ」で  
くつろぐ委員



▲北区立中央図書館のカフェ



▲浦安市立中央図書館のカフェ



# 人工池の有効活用

## (喫煙所の移設)

- 喫煙所を人工池のエリアから移設(平成26年9月20日移設済)し、人工池のエリアを水遊び可としたり、テーブルセットを設置したりすることで、市民の集う場所として活用すること。



▲東町公園の人工池



▲戸田市文化会館の屋外レストラン

# 敷地全体のリニューアル

- 館内だけでなく、市立図書館の敷地全体をリニューアルの対象とすること。
- 例えば、図書館敷地の入口から玄関までの空間を「人の立ち入れる芝生の庭」にすることで、立ち寄りたくなる図書館を演出する一助となるはずである。



▲北区立中央図書館前の芝生



▲結婚式場としても利用された伊万里市民図書館の中庭



# ブックスタート事業の拡大



- ブックスタートの目的は、地域に生まれた全ての赤ちゃんと保護者に、絵本を介して親子が楽しく語り合う時間をもつことを応援する運動として進められてきた。戸田市でも2002年4月、県内でもいち早くブックスタートを開始し、福祉保健センターの4か月児健診の会場で、毎月、図書館職員が1組ずつの親子に趣旨を説明し、絵本の読み聞かせを行い、絵本や参考資料を差し上げている。イギリスで始まったブックスタートは、乳児がいる家庭に8か月検診の際に本を贈り、親と子が一緒に本に触れる機会を促進するという目的で、18か月、3歳の幼児にも対象を拡大している。
- 「マタニティ・ブックスタート」は、戸田市でも行っていて、絵本の大切さや本の紹介をしている。健診時の落ち着かない雰囲気では、絵本が子育てにどう活かせるか大切なことはなかなか伝えきれないとの声もある。マタニティの時期にゆったりとした中で、絵本をプレゼントするブックスタートを行ってはどうか。
- セカンドブックは、おはなし会のような場に参加する機会のない子ども達も絵本を手にすることができる点で、むしろそのような機会に恵まれない環境の子どもたちにこそ絵本を手渡したいと考える。また、セカンドブックと同時に図書カードを発行し、図書館利用への勧誘を図るとともに、読書ダイアリーを発行しプレゼントする（福岡県小郡市で取り組んでおり、図書館利用率がアップしている）。



▲浦安市立図書館の読書手帳

▼小郡市立図書館の  
うちどくダイアリー



## 返却ボックスと館内カート のリニューアル

- 駅前に設置してある図書返却ボックスを、かわいいデザイン性のある物に変える。図書館のお知らせ等も掲示し、情報発信できるものにして、図書館をアピールすること。デザインは、図書館キャラクターを返却ボックスにペイントするなどの工夫をする。



▲ゴミ箱と間違えられた戸田市の返却ボックス



▲横浜市山内図書館の返却ボックス



◀小布施町立図書館のコンパクトで使いやすいカート

## 漫画について

- 漫画やアニメは日本の文化だと言われている。漫画に関して、市民からの要望も多いため、子供に人気の漫画や歴史漫画など、図書館本館には一定量の漫画本があってもよいのではないかと。京都国際マンガミュージアムなど参考にしてほしい。
- 漫画本に関しては貸出不可とする。

## 出前図書館

- 高齢者・病院入院患者支援として、図書館に来館できない人のために、出前図書での病院巡回、おはなし会を実施する。
- 病院や在宅高齢者、障がい者等、図書館に出向けない方を対象とした(ボランティアによる)本の(有償)宅配サービスの実施を検討する。

# 図書館サポーター

- 開館記念日に「図書館祭り」を開催することで市民と図書館との交流を図り、また、市民大学の卒業生などの人材を運営の軸とすることで図書館サポーターの育成を図ること。



▲伊万里市民図書館のサポーター「図書館フレンズいまり」の専用スペース



▲北区立中央図書館の「区民活動コーナー」

# 国会図書館データ

- 国立国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等の理由で入手が困難な資料について、図書館で画像の閲覧等ができる「図書館向けデジタル化資料送信サービス」に参加すること。その際、閲覧のみでなく複写サービスも行うこと。

国立国会図書館

100万冊をあなたの街へ  
デジタル化資料送信サービス  
平成26年1月開始

平成26年1月から、国立国会図書館がデジタル化資料の全国図書館等に提供できるようになりました。国立国会図書館がデジタル化した資料は、その多くが国立国会図書館の蔵内でしか閲覧していませんが、全国の図書館等に送信することにより、全国の図書館等でも閲覧できるようになります。

※国立国会図書館に本館申請を行い、承認を受けた図書館のみが利用できます。  
※利用範囲、大学図書館など、条件を満たした図書館が対象となります。

- 1 100万冊以上のデジタル化資料の閲覧・複写を利用者に提供できます。
- 2 図書館間貸出しサービスの対象とならない資料（和雑誌、発行年代の古い和図書など）も利用できます。
- 3 資料の移送にかかる時間や返却期などの制約がなく、遠隔地についても利用できます。

利用できる資料

国立国会図書館デジタル化資料 (Digitalized paper) に対応した資料のうち、次の資料が利用できます。

- 雑誌 昭和49年以前発行（1冊）の雑誌の単行本、複製発行で入手困難なもの
- 和書 昭和49年以前発行（1冊）の複製発行で入手困難なもの
- 博士論文 昭和49年以前発行（1冊）の複製発行で入手困難なもの

# 図書館ホームページ

- 戸田市立図書館ホームページの検索機能やリクエスト機能などについて、利用者目線での一層の機能改善を図ること。
- 事業やイベントの「活動報告」をトップページの目立つ場所に配置するなど、楽しさが伝わるようなPRを考えること。



▲札幌市中央図書館のホームページ

# 職員の視察研修費の充実

戸田市議会・常任委員会では、年間研究テーマを定め、先進地へ出向き視察研修できる予算が確保されている。近年、図書館のあり方が大きく変化してきているなか、職員・司書への先進地視察研修費の充実を図ることを求める。



▲石狩市民図書館



▲小布施町立図書館



▲伊万里市民図書館の「おはなしのへや」



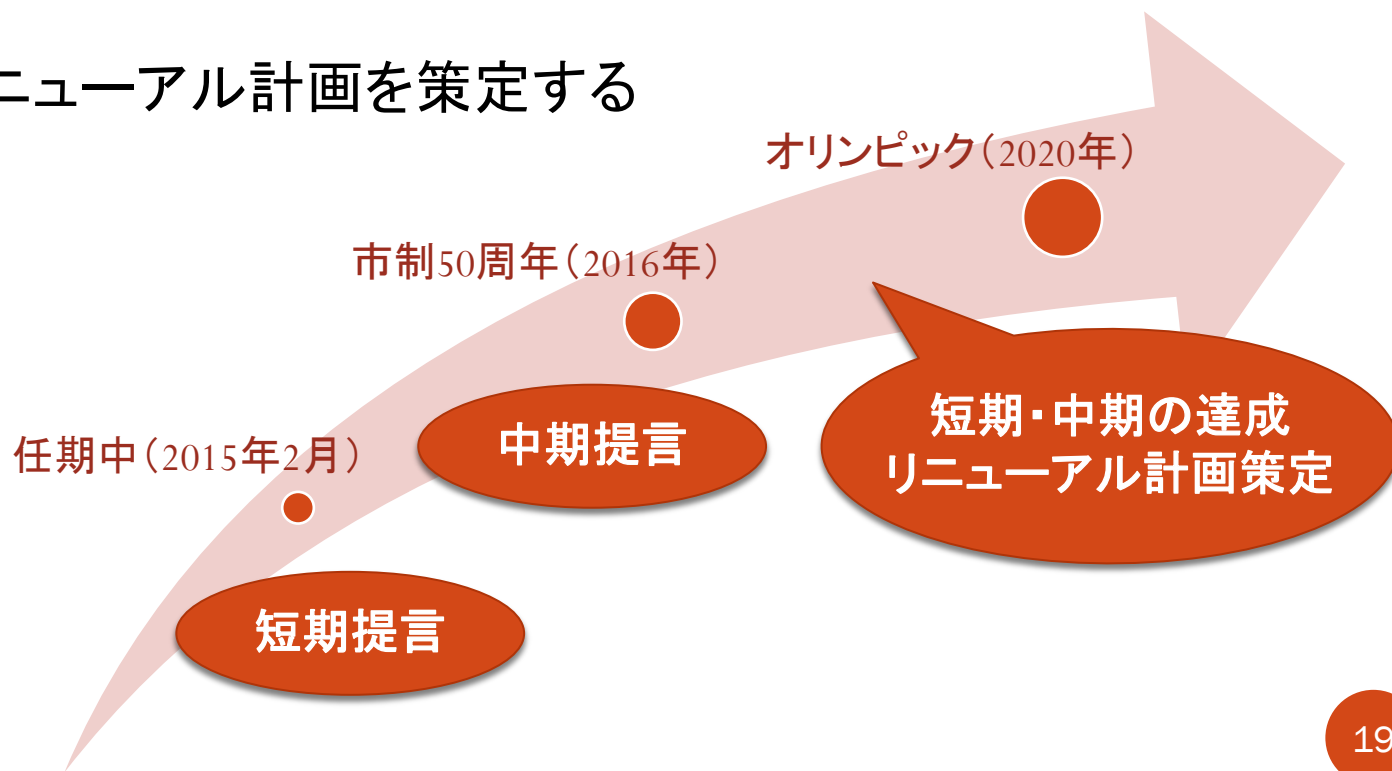
▲図書館職員と視察した浦安市立中央図書館



# 長期（2020年・東京オリンピックまでに）

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、

- 短期提言および中期提言を達成させる
- 施設リニューアル計画を策定する





# 施設リニューアル計画①（館内レイアウト）

- 木材の活用、くつろげる椅子の増設、書棚の高さの抑制などにより、ぬくもりの感じられる空間を演出する。
- 窓に向かった机を設置するなど、既存の窓を活かし、陽の光を上手に取り入れる。
- 利用者の視点に立ち、書棚テーマの関連性を向上させる。
- 机や椅子に創意工夫を図り、適度なプライベート空間を確保する。
- 青少年向けの書籍・雑誌やスペースを充実させる。



▲▼浦安市立中央図書館



▲伊万里市民図書館



▲札幌市中央図書館

## 施設リニューアル計画②（こども図書室）

本館1階の事務室を、「こども図書室」に改修する。

- こども図書カウンターを設置
- 絵本読み聞かせ部屋の設置
- 絵本の役割を大切にし、絵本のまちとの交流を行う
- ベビーカー一体型カートの導入



▲伊万里市民図書館



▲浦安市立中央図書館



▲剣淵町絵本の館



▲北区立中央図書館

## 施設リニューアル計画③（戸田資料室）

本館2階の郷土資料スペースを、「戸田資料室」として本館3階の講座室に移設し、郷土博物館やアーカイブズセンターとの機能連携を図る。



▲北区立中央図書館



▲伊万里市民図書館

## 文教・建設常任委員会 委員会活動

年 月 日	活 動 内 容
平成25年 5月 9日	長野県小布施町立図書館(まちとしょテラソ) 視察
平成25年 5月27日	図書館・郷土博物館 市内視察
平成25年12月21日	上戸田分室・下戸田分室 市内視察
	図書館クリスマスイベント(講演会・ミニコンサート) 開催
平成26年 1月27日	福岡県小郡市立図書館 視察
平成26年 1月28日	佐賀県伊万里市民図書館 視察
	佐賀県武雄市図書館 見学
平成26年 5月12日	北海道札幌市中央図書館 視察
平成26年 5月13日	北海道剣淵町 絵本の館 視察
平成26年 5月14日	北海道石狩市民図書館 視察
平成26年11月 6日	東京都北区立中央図書館 視察
平成26年12月20日	図書館クリスマスイベント(ビブリオバトル・コンサート) 開催
平成27年 1月16日	千葉県浦安市立中央図書館 視察



## 文教・建設常任委員会

委員長	斎藤 直子
副委員長	花井 伸子
委員	三輪 なお子
委員	真木 大輔
委員	三浦 芳一
委員	秋元 良夫
委員	栗原 隆司



第55回埼玉県小・中学校児童生徒美術展第7回中央展覧会

知事賞



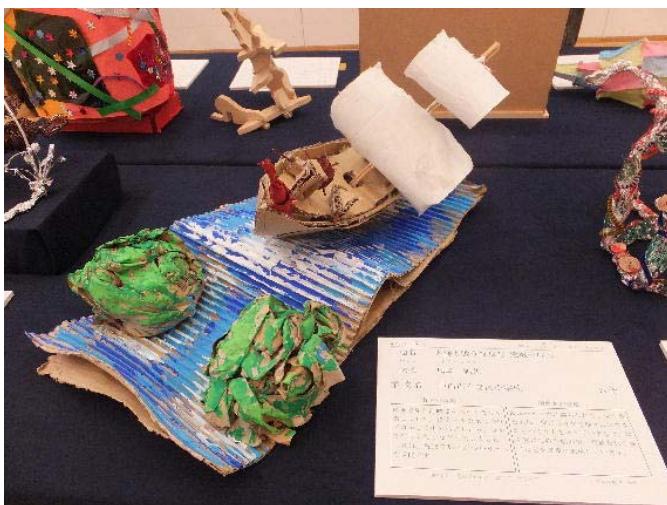
「ふしぎなクリスマスの夜」 美女木小2年 小川和真

**作者の言葉**：版画をするための形づくりの時、トナカイのすずと角の形を工夫してつくりました。楽しく、つくれました。サンタさんの形を切るのは、むずかしかったです。

**指導者の言葉**：版画の形を細かいところまで丁寧に作っていました。版画の色を重ね、色鮮やかな作品になりました。サンタクロースとトナカイの楽しそうな様子が思いうかぶ作品です。

**審査講評**：自分の表したいことを考えて、色をローラーで転がしながら、大切に思うところだけ着色しています。下地ができた画面に、余白を生かしながらクリスマスの夜をかいたのです。サンタクロースの帽子やトナカイの赤がアクセントの役割を果たしていますね。スクリブルの線で煙突からの煙を上手にかいています。大変すばらしい作品となりました。

(他：地区展から) 中央展へ選出された戸田市作品



「大海と戦う海賊船 危機一ぱつ」  
喜沢小5年 島崎 魁朱



「三源貝」  
戸田中3年 稲葉 亮人